

（第一類 第七号）

第二回 国会 厚生委員会 議 録 第四号

昭和二十三年五月二十八日（金曜日）

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 山崎 岩男君

理事有田 二郎君 理事田中 松月君

理事山崎 道子君 理事武田 幸三君

小笠原八十美君 近藤 鶴代君

降旗 徳勝君 太田 典禮君

武藤運十郎君 井村 徳二君

荊木 一久君 最上 英子君

野本 品吉君 齋藤 晃君

榊原 亨君

出席國務大臣

厚生大臣 竹田 儀一君

出席政府委員

文部事務官 飯木 亨弘君

厚生事務官 宮崎 太一君

委員外の出席者

専門調査員 川井 章知君

本日の会議に付した事件

墓地、埋葬等に関する法律案（内閣提出）（第五三三号）

食肉輸入取締規則に廃止する法律案（内閣提出）（第五五五号）

社会保険に関する件

○山崎委員長 ただいまより会議を開きます。

墓地、埋葬等に関する法律案及び食肉輸入取締規則を廃止する法律案を一括議題に供します。

これより討論に入るのでございますが討論を省略いたします。ただちに採決にしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○山崎委員長 御異議なしと認めます。採決をいたします。墓地、埋葬等に関する法律案及び食肉輸入取締規則を廃止する法律案の二法案を原案の通り可決することに御賛成の諸君の御起立をお願いします。

（議員起立）

○山崎委員長 起立総員。よつて両案はいずれも原案の通り可決いたしました。なお議長に対する報告書につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○山崎委員長 御異議なしと認めます。さよう取計いたします。

○山崎委員長 それでは引続いて社会保険の問題について榊原委員より発言を求められておりますので、これを許します。榊原委員。

○榊原（幸）委員 社会保険におきま

すところの診療報酬は、厚生大臣が諮問されま

すところの社会保険診療報酬算定協議会において大

体の案が審議され、これを厚生大臣に申しまして、厚生大臣のお考えで定められるというこ

とになっておるのでございます。この算定協議会というものは、すでに健康保険法施行令によつて第七十六條の二に、その委員は保険者を代表する者、

被保険者及び事業主を代表する者、医師または歯科医師を代表する者並びに公益を代表する者につき、厚生大臣がおの／＼同数を委

任するといふよう

ことがあつてありますが、在來行われておりましたところの算定協議会なるものは、國保すなわち國民健康保険の代表者がおはりにつて、そうして相當強い意見を述べておいでになるのでありますが、この点についてはどういふお考えであるかといふことを承りたいと存する次第であります。

○富崎政府委員 社会保険診療報酬算定協議会は、ただいまお話しになりました通り、健康保険法に基きまして、法律上は健康保険に關して算定協議会を開くことになつておるわけでございます。ところが實際問題として、健康保険に關する診療報酬は、健康保険に限りません。これが船員保険あるいは國民健康保険、共済組合の診療に対する報酬の基礎にもなります。そういう關係で、健康保険の算定協議会を開きますと同時に、國民健康保険の算定協議会あるいは船員保険の算定協議会、共済組合の算定協議会といふようなものを開くべきが、ほんとうであると思つておるわけですが、便宜社会保険の診療報酬算定協議会といたしまして、健康保険の算定協議会の中に國民健康及び船員保険、共済組合の代表者も入れまして、委員の数を殖やして算定協議会を開いておるわけでございます。健康保険としては五人でありますけれども、そのほかの者を加えて十八人の委員といたしまして、それを被保険者十人、診療担当者十人、それが事業主、被保険者、中立等を加え、各同数で協議会を開いておるわけでございます。

す。正確に申し上げますと、榊原さんの仰せになりましたように、健康保険の算定協議会だけ開かるべきものであらうかと思ひますけれども、診療報酬の算定の便宜上、關係の人も入れて数を殖やしてやつておるわけでございます。しかしこの点について榊原さんの言われたような点もございまして、近く各保険法を改正いたしまして、算定協議会については、いさ少し法的の根據を明らかにいたしたい、このいふように存じております。

○榊原（幸）委員 そういたしますと、ただいまのお話では、健康保険法施行令に反することになるのでござい

ますが、未だかつてこの施行令に合致いたしました算定協議会が開かれておらない。その不法なる算定協議会によつて厚生大臣がその申達案を審査いたしまして、そうして社会保険報酬をきめておいでになるというところは、私どもはどうしても納得いかないものであります。殊にこの健康保険法施行令におけるところのおの／＼の利益代表を同数入れてやるというその趣旨は、おの／＼利益を主張いたします者が、数の上においてその主張が同数であるというところを示しておるのにかかわらず、政府において勝手に健康保険法施行令に違反した協議会をつくつて、そうしてそれに厚生大臣が諮問するといふことは、これは非常な重大問題と思ふのであります。この点について厚生大臣はどんなふうなお考えをもつておいでになるか、あるいはここに集ま

りました委員の手当等につきましてどういふ予算をもつておやりになつていらっしゃるか。たとえばこの法令に何も規定されてないものを委員に選んで、その委員にその場合に手当を出すといふふうなことが起つておられますれば、これは會計法の違反にもなることではあります。その点はどうなるふうなお考えを大臣はもつておいでになりますか、承りたいと思ひます。

○富崎政府委員 ただいま申しました通り、算定協議会につきまして違反という意味で申し上げたのはございせんが、健康保険法にさういふことになつておりますが、便宜擴張して社会保険の全般について相談をしておる。もちろんこれは多数決でございせんが、健康保険のみならず、他の社会保険の關係者もはいつて相談をしておるのであります。私は違反しておるという問題ではな

康保險側の意見として強力に会を指導する、あるいはその意見を指導するといふことが事実あるのではありません。これは算定協議会における速記録によつても明らかでございます。政府委員の方で何と言われましようとも、もしも政府によつて勝手氣ままに委員を選ぶことができませんれば、何も健康保險法施行令なるものを法律をもつてきめる必要はない、施行令を出す必要はないのであります。それにもかかわらず施行令にきめておる委員のほかの者を選んできて委員に任命し、國家がこれに委員の手当を出し、しかもその委員の協議会におきて意見を多数の意見、少數の意見といふふうにして、これを厚生大臣に申達することは、これはどうしても違反であると思ひますが、この点について厚生大臣の御意見を承りましたと私は存じます。

○田田國務大臣 診療報酬の算定であります。他の保險が各種ありまして、算定を統一いたしますために、便宜算定協議会で今御指摘になつたような点があつたように存じます。嚴重に申しますれば、あなたの御指摘のように、少しくどうも間違つておつたのではないかと、いふような氣持がいたすのであります。各方面の保險に影響いたします關係上、事務当局において便宜をいう取扱ひをしたといふことではあります。まことにどうも少し手落ちではなかつたかと思つたのであります。が、今政府委員から申し上げたように、このたびこの改正をして、從來そういう手落ちがあつたといひますれば、手落ちのないように嚴重にいたすといふことでありますから、どうかひとつこの辺で御了承を願えますれば非

常に仕合せであります。

○御原(孝)委員 今大臣の御懇篤なお話でございますが、これは誤つていふといふことをお認めになつた以上は、これ以上私は追究したくないのでございまして、今後現われましようものの法案の中にも、おのづか各代表委員がたまた利益代表が集まりまして、審議会とか委員会とかいふものをつくる、厚生問題についていふ／＼な運営をやる。たとえば今度出ますところの醫師法にいたしまして、いろいろの醫師法にいたしまして、いろいろの勝手氣ままに法令にない委員を選んできて、これによつていふ／＼なものをきめて運営するやうなことは、今後絶対にないやうにお願いしたいと私は存じております。なお在來この社會保險診療報酬を算定いたします場合におきまして、醫師に課します税金につきましては、特別の考慮を拂つてやるから、社會保險の診療報酬は医者が要求しておりますものよりも、安くしてやつてくれといふ御希望がございまして、それによつて社會保險の診療報酬といふものはきめられているのでございまして、その点につきまして、どういふやうな努力を大藏省當局にしておられるのであります。殊に最近におきましては、とうてい醫師が拂ふことができないやうな事業税を課するといふ案がある。私も承つていふのでございまして、この点につきまして、社會保險の本質から申しまして、この際これからの税金の軽減方について厚生省といたしましても努力していただきたいと存じておりますが、その点についての御所信を承りたいと存ずるのであります。

○宮崎政府委員 從來の経過につきまして私から申し上げたいと存じます。が、御承知のように、全國のお医者さんにお願ひをしまして社會保險の診療をやつていふのであります。その医者の生活に大きな影響を及ぼす税金が最近非常に重くなつてまいりました。診療報酬を算定する場合におきまして、大きな問題になつたのであります。

先般の中央社會保險診療算定協議会の委員会の席上におきまして、この点が大きな問題になりまして、醫務局長の東さんと、保險局長である私とがこの点につきましていふ／＼お話を申し上げたのであります。社會保險といふものが、最も正確にこの事業の成績を調べ得る關係上、社會保險の診療をなしますと、税の方が非常に重くなる、こゝういふ話もございしたので、私大藏省へ参りまして、關係の係官にこの点をよくお話ししまして、社會保險の診療をするが故に、税が格段重くなるといふやうなことであつては、社會保險の診療のために非常に困難な事態を引き起すから、この点については十分考慮を願ひたいといふことを大藏省の方へ話したものであります。それから最近の事業税につきましても、醫務局及び私の方で心配をいたしてゐるのであります。この点につきまして中心が醫務局の方になつておりますので、私はこれだけお答えを申し上げます。

○御原(孝)委員 次はこの社會保險制度についてもう一点お伺ひしたいことがございまして。この社會保險と申しますものは御承知のごとく、國家保障の精神から申しましても、今後ますます拡充していかねばならないものであり、医専方面においても、これが絶対的な協力をすべきであるといふことを私どもは信じておるのでござい

ますが、未だ大學、専門學校等の醫學教育機關におきましては、この社會保險に關するところの講座が全然設けられておらないのであります。従つて醫學校あるいは大學を卒業いたしました者は全然この社會保險に對しては無知であり、無關心であるといふのが現状であります。これは國家保障の建前から申しまして、社會保險を最も完全に運営するといふ点から言つても、どうしてここに社會保險に對する教育をする必要があるものでありまして、大學あるいは専門學校におきまして、これらの講座を設ける必要があると思ひ思ふのであります。この点につきまして文部大臣並びに厚生大臣の御意見を承りたいと存ずる次第であります。

○宮崎政府委員 これも從來の経過等を私から申し上げたいと思ひます。社會保險についての大學の講座の問題は、從來から文部省へ申し入れをいたしておるのであります。いろいろな事情から実現がなかつたのであります。先般私文部省の方へ参りまして、大學の講座の問題もありませんが、それ以外に一般國民に社會保險といふものをよく普及徹底してもらいたいので、教科書に社會保險の問題を書込んでもらいたい。そして子供ときから健康保險といふものはこゝういふものだといふことを、一般國民にわかりやすく説明してもらいたいといふことを、文部省の教科書局長等にお願ひをしまして、いつたのであります。講座の点につきましては、先般健康保險委員會を開く際におきまして、満場一致だいたい御原代

議士の仰せになりました点が可決されました。文部大臣及び厚生大臣にたいし仰せになつたと同じ文句でこれを建議するといふことになりました。先般厚生委員長が厚生大臣の所へこの建議をもつてこられたのであります。文部大臣の所へもその足で行かれたやうに存じております。この点についてはまつたく同感でございますので、私どもの方で文部省の方へ重ねてお願いをしたいと存じております。

○竹田國務大臣 だいたいま政府委員から答弁いたしました通り、從來少しくおろそかになつておつたやうに思ひます。しかし全然社會保險に關する講座を設けてないわけではありません。その意味における講座を進めておつたやうに聞いております。しかしながら今御原委員の仰せになりましたやうに、強くやはり文部省へ交渉いたしました。で、大いにこれをクローズ・アップせしめる必要があると存じますので、御意見の通りに私は文部省へ交渉いたしました。必ず御趣旨の通り実現したいと思つております。

○御木政府委員 文部大臣がよんどころない用で出られまして、一應私から代つてお答え申し上げます。社會保險を教育的に取上げてまいりますことの重要なことは、まつたく御趣旨の通りだと考へるのでございます。現在におきましては医事法制等において、わずかに講義がされておるという程度でございます。きわめて大學の講座として不完全であると思ひます。元來大學の講座におきまして、社會科學一般に關する講座が、非常に欠けておつたといふ事實は十分認めるのでございまして、この社會保險制度の拡

宛等ともならみ合わせまして、ぜひ將來これが実現に文部省といたしましても十分努力していきたいというふうに考えておるのでございます。

○榊原(幸)委員 済みました。

○山崎委員長 ほかはこの件に関連しまして御質疑はございませんでしょうか。

それでは本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時四十一分散会

(参 照)

墓地、埋葬等に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

墓地及び埋葬取締規則、墓地及び埋葬取締規則に違反する者処分方及び埋葬火葬の認許等に関する件
の三つの規則は、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する件により、必要な改廃の措置をとらなければならぬこととなつたので、その措置として、これらを綜合した法律案が提案された次第である。

その主なる点は、埋葬、火葬及び改葬に関して、手續その他必要な規定を定めるとともに、墓地、納骨堂及び火葬場の管理者の義務その他管理に関する規定を設けたことである。

二、議案の可決理由

日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の努力等に関する件に基き、本法律案の制定は急務であり、従来個々の規則により規整されていたものが一つの法律により運用されることとなつたこと

とは時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年五月二十八日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

食肉輸入取締規則を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

食肉輸入取締規則は、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する件により、必要な改廃の措置をとらなければならぬこととなつたが、未だ食肉の輸入が行われるに至つていないので、一應この規則を廃止するため、この法律案が提出された次第である。

二、議案の可決理由

食肉輸入取締規則は、その対象を見ない今日これが廃止の措置はやむを得ないものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年五月二十八日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年七月十七日印刷

昭和二十三年七月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局